

## 1. 9月補正予算案について

今回の補正予算案は、京都観光の拠点となる宿泊施設の安心・安全対策、厳しい状況にある仲卸組合等への販売支援、中小企業の収益改善・機器購入支援や長雨の影響を受けた農業者支援など、コロナ後も見据えた支援策の強化とともに、生活福祉資金の貸付原資の積み増し、障がい者の就労支援事業への支援など、府民の安心確保に向けた取組を推進する内容であり、評価する。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

### 質問要旨

新型コロナウイルス感染症対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 府民の懸念は、入院・自宅療養・宿泊療養に関わらず、新型コロナウイルスに感染した際に、万全な医療体制で治療を受けられるかという点であるが、本年7月、中和抗体薬・ロナプリーブを投与する抗体カクテル療法が国内で承認され、国は十分に観察できる体制が整っていることを条件に、宿泊療養施設や入院待機ステーション等での投与を認めた。本府においても、宿泊療養施設、入院待機ステーション、外来でも投薬治療できるよう、医師会と連携した体制整備が必要と考えるがどうか。

(2) 本府の入院待機ステーションにおいて、酸素投与だけではなく、レムデシビル等による投薬治療ができなければ、重症化防止はできないと考えるがどうか。

### 答弁

諸岡議員の御質問にお答えいたします。

諸岡議員におかれましては、ただ今は会派を代表されまして、今回の補正予算案に評価をいただき厚く御礼申し上げます。

中和抗体薬の投与についてでございます。

中和抗体薬「ロナプリーブ」につきましては、議員御指摘のとおり、重症化を抑制するための治療薬として、早期の投与が有効とされているところでございます。

これまでから入院医療コントロールセンターにおいて、投与適応者の選定と投与する医療機関の調整を行っておりますが、外来による投与が可能となったことも踏まえ、今後、保健所、医師会とも連携しながら、入院医療コントロールセンター内に専用の調整窓口を設置し、人員や調整機能を強化することにより、より早期の投与を可能にしたいと考えております。

さらに、先週末には、往診による投与についても、モデル的に実施することが認められたところであり、京都府としても実施することとして、関係者との調整を進めてまいります。

なお、入院待機ステーションにおける投与につきましては、まずは入院又は外来での投与を進めたいと考えておりますが、必要な時には、投与できる体制を既に整えております。

また、宿泊療養施設入所者については、投与可能な医療機関まで送迎を行い対応しております。

入院待機ステーションでの投薬治療につきましては、議員御指摘のレムデシビルは、5日から10日間の長期の入院が必要なこと、また、重大な副作用もあるとされていることから、現時点では医療機関での投与がふさわしいものと考えているところであり、入院待機ステーションにおいては、入院先が決まるまでの間、酸素投与や点滴等の措置を行うことで、重症化を防いでいるところでございます。

今後、医療体制がよりひっ迫した場合に備え、臨時の医療施設として、投薬等の治療も含め、どのような機能を果たすべきか検討してまいりたいと考えています。

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

---

### 質問要旨

(3) 連日、過去最高の感染者数を更新した4度目の緊急事態宣言下では、自宅療養者に対する保健所からの最初の健康観察の連絡がない、又は遅いという相談が相次いだ。自宅でも安心して療養できるよう、初期段階で感染者とコンタクトを取り、状況を把握して健康観察や感染拡大防止対策を行うとともに、入院医療コントロールセンター等と連携しながら適切に対応する保健所の役割が重要と考えるが、更なる体制強化や人的支援について、どのように取り組むのか。

(4) 自宅療養者に対しては、パルスオキシメーターや生活必需品などの物資提供のみならず、家庭内の様々な事情に応じた迅速な対応・支援が求められており、法律では、都道府県が自宅療養者に対する食料品提供等の生活支援を行う場合は、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないとされ、また、保護者が感染した場合の子どもの居場所確保、介護者が感染した場合のケア確保等についても、市町村との連携が不可欠である。感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市であるものの、自宅療養者の生活支援等は、住民に身近な市町村と都道府県が連携して行うことが重要と考えるがどうか。

### 答弁

次に、保健所の体制強化と市町村との連携についてでございます。

自宅療養者が安心して療養していただくためには、初期段階における症状等の把握や日々の健康観察が重要となってまいります。

自宅療養者の増加により、特に南部地域の保健所では業務が相当ひっ迫したため、振興局単位で積極的に管内の職員を送り込み、保健所体制を支援するとともに、「京都府潜在保健師等人材バンク」の活用や市町村からの応援などにより、体制強化を図ったところでございます。

特に感染が拡大している山城北保健所においては、これらに加えて、京都府看護協会や宇治市

等に協力をいただき、専門的な知識を持つ看護師や保健師のほか、事務職なども含め、1日当たり最大約30名の応援体制で、新規陽性者への速やかなファーストコンタクトや、療養中の健康観察などを行っており、自宅療養者の安心につながっているところでございます。

また、自宅療養者への支援につきましては、京都府がパルスオキシメーターや生活支援物資を届けておりますが、京都府との連携の下、買い物代行や配食サービスなどの生活支援を実施されている市町村もございます。

今後とも、自宅療養者の御家庭の事情をよくお聞きし、市町村との連携を密にしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

---

### 質問要旨

(5) 国は2020年4月にオンライン診療を初診から認めるとともに、本年8月にはコロナ患者への遠隔診療の報酬を2倍超に引き上げた。府内のオンライン診療を実施する医療機関は109施設と聞くと、自宅療養者を置き去りにしないためにも、府医師会と連携し、オンライン診療や薬局におけるオンライン服薬指導の推進に取り組むべきと考えるがどうか。

### 答弁

次に、オンライン診療についてでございます。

オンライン診療については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、患者や医療従事者の院内感染防止対策として、初診から電話等を用いた診療を可能とする特例的措置が講じられているところであり、自宅療養している新型コロナウイルス陽性者の安心につながる有効な方法であると認識をしております。

第5波での感染拡大時において、自宅で療養する方が急増する中で、吐き気や下痢などの消化器症状によって体力を消耗し、不安の中で療養を続けるケースが保健所による健康観察で散見されるようになりました。

このため、従来から設置している陽性者外来に加えまして、特に感染が拡大している京都市域では、京都府医師会の協力のもと、8月に設置した京都市電話診療所による病状把握や療養上のアドバイスに加えまして、薬局による服薬指導も電話などオンラインで実施しており、また、山城地域においても地区医師会と連携した電話診療などを行っているところでございます。

今後ともそれぞれの地域の実情に応じて地域の医師会などとも連携しながら、引き続き自宅における新型コロナウイルス陽性者への対応強化に努めてまいりたいと考えております。

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

---

### 質問要旨

(6) ワクチン接種事業は、加速段階から調整段階に移行しつつあり、供給面でも、国は、12歳以上の人口の8割以上が接種可能なワクチン量を確保したとしていることから、必要なところによりしっかりと配分されることが重要であり、本府として、市町村や国、職域における接種状況を十分に把握しながら、広域連携と総合調整の機能を発揮し、希望する方が、1日でも早く、1人でも多くワクチンを接種できるよう取り組むべきと考えるが、今後の接種事業の見通しと、本府が果たすべき役割はどうか。

### 答弁

次に、ワクチン接種についてでございます。

府内市町村では、11月の早い段階で希望する全ての方がワクチン接種を受けられるよう、接種事業を進めていただいているところでございます。

また、京都府としても、接種が円滑に進むよう、京都府が行う集団接種会場を延長・追加するとともに、職域接種も含め接種対象者の8割を超える量のワクチンを確保し、市町村に供給できる見通しとなっております。

こうした中、今後、希望される住民の方への接種が概ね完了する市町村においてワクチンの余剰が発生することも考えられ、余ったワクチンを必要な市町村に融通するため、二次医療圏ごとにワクチン融通拠点を設置し、京都府が主体となって調整を行い、活用する仕組みを構築したところでございます。

今後とも、必要に応じた新たな集団接種会場の追加や、国が行う接種や職域接種など、市町村以外でのワクチン接種の状況も把握しながら、市町村においてワクチンの偏在が発生した際には広域調整を行うなど、希望される全ての方が確実に接種できるよう、京都府としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

---

### 質問要旨

(7) 神奈川県では、希望する県民に抗原検査キットを配布することで、自宅で自らチェックをして、陽性であれば病院を受診し、外出を控える等の行動に繋げており、国もこれを広く配布する方針を出している。本府においても、集団感染の防止対策を強化する観点から、必要に応じて感染の検査ができる体制の強化が必要と考えるがどうか。

### 答弁

次に、集団感染防止対策についてでございます。

集団感染を防止するためには、積極的疫学調査と濃厚接触者へのPCR検査を迅速に行う必要があり、京都府では、各保健所において対応してまいりました。

これに加えまして、今年2月からは、高齢者施設や障害者支援施設の従事者に対して定期的な検査を実施するとともに、8月からは、医療機関、高齢者施設、障害者支援施設等に対して、希望に応じて抗原検査キットを配布し、症状が現れた場合の迅速な検査を促しているところでございます。さらに、保育施設や学校等での感染が増えていることから、保育所・幼稚園や小中高等学校などで陽性者が発生した際に、検査キットを活用し、園児や児童生徒、教員などに迅速に検査を受けていただく取組を実施することとしております。

今後とも、必要な方に検査を受けていただき、集団感染の発生を防止できるよう、感染拡大状況も見ながら、検査対象の拡大などを検討してまいりたいと考えております。

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策について

---

### 質問要旨

(8) 情報環境が変化し、知りたい情報を検索して、自分の好みに合った情報ばかりに囲まれる、いわゆる「フィルターバブル」という状態に陥る人も多くなる中、本府はコロナ禍における行動変容等に関して、何度も府民に要請をしているが、回を重ねるごとに、情報への慣れや、ルールを守らない人への不満等の声が増えている。ツールや回数を増やすだけではなく、受け手のニーズを敏感に捉え、感染事例を挙げての行動変容やワクチン相談センターに寄せられる質問の紹介など、実態に即した適確な情報発信が必要と考えるがどうか。

### 答弁

次に、コロナウイルスに係る情報発信についてでございます。

感染拡大を防止するためには、何よりも、正しいマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染防止対策や、人と人との接触機会の抑制が重要であることから、京都府では、これまで、不要不急の外出の自粛や飲食時の「きょうとマナー」の徹底などについて、広報紙や動画、主要駅でのサイネージ広告など、府民の皆様のご身近に届く広報を実施してまいりました。

また、コールセンター等によく寄せられる質問をQA方式でまとめた「コロナ基礎知識」のSNSでの発信、人混みを避けて行動していただくため「きょうと人混みエリアマップ」のホームページ掲載など、新たな手法も交え、情報発信に努めてきたところでございます。

しかし、議員御指摘のように、これまでの度重なる要請による「慣れ」や、いわゆるフェイクニュースなどの誤情報による混乱などの課題も浮かび上がっておりまして、府民一人ひとりが共感し、また正しく理解いただける情報発信が重要であると考えております。

このため、改めて府民の皆様にご「うつらない、うつさないための行動」などの重要性を理解し実行していただけるよう、専門的な知見や具体的なデータ、感染事例なども盛り込んだ上で、例えば、ワクチン接種促進のための若い世代向けのYouTube 広告や、実際の感染事例を用いたLINE やツ

イッターでの啓発、飲食店情報サイトでの「きょうとマナー」の広告掲載など、より届きやすい媒体で感染拡大防止のための適確な行動を促せるよう、その時々課題や受け手に応じた広報戦略のもと、効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

---

### 3. 収入証紙制度の廃止について

---

#### 質問要旨

収入証紙制度の廃止と新たな制度の構築の第一歩として、本年度、府立高校の入学料や納税証明について、証紙に代わる方法を導入し、必要なシステムの改修を実施する中、収入証紙制度の廃止に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 既に取り組んでいる内容をはじめ、証紙の廃止による具体的な効果の見込みはどうか。

(2) 広島県においては、証紙見直しの内容や具体的な公表、各機関別の段階的な切り替えなど、数年に分けて取り組んだが、本府における証紙の廃止条例の検討も含めた今後の具体的なスケジュールや経過措置、証紙の回収等の後処理について、どのように考えているのか。

(3) 収入証紙の廃止に伴う新たな決済手段としてのキャッシュレスの推進など、府民の利便性向上に向けた今後の取組はどうか。

#### 答弁

収入証紙制度の廃止についてでございます。

収入証紙は長らく手数料等の納付手段として利用してきたところですが、キャッシュレスなど多様な決済手段が普及する中、府民の利便性向上を図るため、現在、見直しに取り組んでいるところでございます。

今年度中には関係条例について府議会に提案させていただき、令和4年度中を目途に収入証紙制度を廃止の上、廃止後一定期間は販売済の収入証紙を引き続き使用できることとし、未使用の収入証紙については払戻しに対応する経過措置を検討しております。

収入証紙の廃止により、販売窓口、時間が限定されるなどの不便さの解消、印刷経費や売りさばき手数料などのコスト削減、クレジットカードやQRコードなどの多様な決済手段の導入が可能となるといった効果が期待できることから、今後は、キャッシュレス決済やコンビニ収納などを新たに導入するとともに、オンライン決済に対応した電子申請システムの活用など、府民の利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

---

### 4. 防災減災対策について

---

## 質問要旨

防災減災対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本府の淀川水系の河川整備に関する技術検討会の提言で、「京都府域においては、桂川の治水安全度向上が最優先の課題であり、直轄管理区間の河川改修は、上流の京都府管理区間の改修の前提条件ともなる」と指摘される中、嵐山地域では、本年3月に全国初となる可動式止水壁の治水機能工事が完了し、今夏の大雨の際に稼働して府民の安心・安全に寄与したところである。更なる安全度の向上を図り、府民の命と財産を守るため、当該地域の一の井堰改築と派川改修が待ち望まれており、これらを強力に推進すべきと考えるがどうか。

## 答弁

次に、桂川の嵐山地区の治水対策についてでございます。

桂川の嵐山地区は、平成16年台風第23号洪水では浸水家屋10戸の被害を、平成25年台風第18号洪水では浸水家屋93戸、浸水面積が約10ヘクタールに達する被害を受けており、国において、学識経験者等の意見を聞きながら景観及び環境保全などを重視した治水対策が進められてきたところでございます。

これまでに、緊急治水対策事業により河道掘削や堰の撤去などが重点的に進められた結果、日吉ダムが緊急放流を行った平成30年7月豪雨では、嵐山地区の浸水被害は大幅に軽減されました。

また、本年8月の河川整備計画の変更では、桂川、宇治川、木津川と淀川本川の上下流バランスを確保しながら、近年の気象状況や気候変動の影響を踏まえ着実に安全度を向上されることとされ、桂川については平成25年台風第18号規模の洪水に対応することが目標とされました。

そのような中において、嵐山地区では、先ず、平成16年台風第23号規模の洪水を安全に流下させるため、左岸溢水対策、一(いち)の井(い)堰改築、中之島(なかのしま)西側の派(は)川(せん)改修の3点の治水対策を実施することとされております。

このうち左岸溢水対策としての可動式止水壁の整備につきましては、国、府、京都市の連携による地元調整なども行い、本年3月に概成をいたしました。本年7月8日には、桂川の水位上昇により初めて稼働され、以降、現在までに既に2回運用されております。

残る2点の対策につきましては、洪水時に一の井堰の堰を倒せる構造に改築することで水位を下げるとともに、派川を本川と同程度まで掘り下げることによって流量を本川と派川に分散し、平成16年台風第23号規模の洪水を安全に流下させるよう計画をされております。

これらの対策を進めるにあたっては、議員ご指摘のとおり、文化財保護法上の「史跡」及び「名勝」に指定されている嵐山地区の景観や屋形船など観光資源への影響も懸念されるため、国において、一の井堰管理者である土地改良区をはじめとする関係者の意見も聞きながら、検討が進められているところでございます。京都府としても、京都市とともに引き続き国に協力し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

## 4. 防災減災対策について

### 質問要旨

(2)本府は、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を2009年10月1日に施行し、2019年12月19日付けで違反行為の即時中止や原状回復の確保に係る措置の強化を図るための条例改正を行うとともに、本年1月5日付で許可事業地における災害防止措置の充実化等のため、同条例の施行規則改正を行ってきたが、本府における土砂災害の原因となり得る盛り土の現状と課題に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

①条例に基づくこれまでの行政処分案件のうち、許可取消は一昨年に1件、行政処分・指導を繰り返し行うものの、未だ原状回復の確保ができない案件は、現時点では八幡市の1件と聞かすが、このような不適正事案に対し、今後どのように取り組むのか。

②建設残土の対応については、自治体による条例まかせではなく、法律の整備等により全国一律の安全対策を実施する必要があるとあり、廃棄物処理のように、建設工事を行って土砂を出した事業者が最後まで責任を持つことの明確化等を、国に求めるべきと考えるがどうか。

### 答弁

次に、建設残土の不適正事案への対応についてでございます。

京都府では、城陽市内の山砂利採取跡地における産廃問題を契機に、平成21年3月に土壌汚染や災害の防止を目的とした、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、その後も規制強化の改正を行い、全国で最も厳しい条例を設けております。

本条例では、土地の埋立て等を許可制としていますが、無許可の埋立て等の行為者に対しては、条例に基づく指導を行い、指導に従わない場合には、警察に告発するとともに、土地の原状回復に向けて、除去命令を発しております。

さらに、告発してもなお命令が履行されない場合には、災害のおそれや環境汚染が生じていないかを監視しながら、原状回復に向け行為者を粘り強く指導することとしております。

また、違法な埋立ては、大規模な状態になってからでは、原状回復が困難な場合が多いため、そうなる前の、不適正事案の早期発見と初動対応が何より重要でございます。

このため、引き続き、不適正事案に対しては、条例に基づき積極的に除去命令等を発するなど厳しい姿勢で臨むとともに、関係部局・市町村・警察で構成する不法投棄等特別対策広域機動班による監視指導などに取り組んでまいります。

また、今後、新たに盛り土情報提供ダイヤルを設置することにより、早期発見と初動対応に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、建設残土規制の法制化についてでございます。

建設残土の不適正事案への対応において、府県境を越えて移動する建設残土を条例だけで規制するのは限界があるため、建設残土の発生から埋立て等の一連の流れで管理することを国で法制化し、



一律に規制されることが必要だと考えております。

このため京都府では、近畿ブロック知事会を通じ、平成31年3月以降、国に対し建設発生土の適正処理に向けた法制化を要望してきたところでございます。

また、今回の熱海市等の土砂災害により全国的に建設残土の埋立て等への危機意識が広がったことから、全国知事会においても、本年7月以降数回にわたり、国に対し、法制化により全国統一の基準・規制を設けるよう緊急要望を行っております。

引き続き国への要望を行いますとともに、府民の皆様の安全・安心のため、本条例や関係法令を最大限適用し、建設残土の不適正事案への対応に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

---

## 5. てんかん地域診療連携体制の整備推進について

---

### 質問要旨

てんかん患者数は日本全国で100万人以上、府内でも2万人以上と推定され、国は、てんかん患者が地域で適切な支援を受けられるよう、てんかん地域診療連携体制整備事業を2015年から開始した。2019年の都道府県を対象としたアンケート調査で、本府は「設置予定はあるが、時期については未定」と回答する中、てんかん地域診療連携体制の整備推進に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本年7月時点では、22都道府県でてんかん支援拠点病院が整備されており、未だ整備されていない本府においても、地域格差のない適切な専門医療が受けられる体制の整備が必要と考えるが、本府におけるてんかん支援拠点病院の指定に向けた状況はどうか。

(2) てんかんについての正しい理解が府民に広がるような啓発活動や、必要な福祉サービスが受けられるよう、情報提供や相談が行えるコーディネーターの設置も急務と考えるがどうか。

### 答弁

次に、てんかん地域診療連携体制の整備推進についてでございます。

てんかん患者は、治療と適切な服薬等を行うことによって社会で活動しながら支障なく生活を送ることが出来るため、社会全体で正しい知識を共有し理解を深めるとともに、患者を適切な医療につなげる連携体制の構築が重要となります。

現在、国においては、正しい知識の普及、地域連携体制の構築及び診療の均てん化を目指して、全国で「てんかん支援拠点病院」の整備が進められております。

京都府では、平成30年から支援拠点病院の設置に向けて京都府、府立医科大学、京都大学医学部、てんかん協会等による「てんかん治療医療連絡協議会準備会議」におきまして、支援拠点病院を中心としたてんかん治療のネットワーク体制構築の検討を重ね、支援拠点病院の指定に向けた準備を進めているところでございます。

支援拠点病院においては、議員御指摘のとおり、関係機関との連携調整や患者、家族への専門的相談支援、てんかんに関する正しい知識の普及啓発などを行う「てんかん診療支援コーディネーター」の役割が重要となることから、今後、関係機関等と連携して、支援拠点病院の指定とコーディネーターの配置を早期に行い、患者や家族の皆さんが住み慣れた地域で適切な支援が受けられる体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

---

## 5. てんかん地域診療連携体制の整備推進について

---

### 質問要旨

3) 教育現場では、心臓や腎臓の疾患、アレルギーについて留意する事項等をまとめた生活管理指導表が活用されているが、てんかんに関する指導表は、作成・配布されておらず、保護者からは、てんかんの症状が出た時の適切な対応と、周囲の児童生徒が正しい理解を得られる啓発について要望がある中、教職員がてんかんを正しく理解するための研修会の開催や、患者一人ひとりの情報を共有する学校生活指導表の作成が必要と考えるがどうか。

### 答弁

諸岡議員の御質問にお答えいたします。

教育現場における、てんかんへの対応についてでございますが、症状が個々に異なること、また、命に関わることもあるため、児童生徒に応じた適切な対応が重要であります。

このため、保護者や主治医と連携し、年度初めに児童生徒の健康状況を把握し、症状が出た際に適切に対応できるようにしております。また、突発的に症状が出現することもあり、全教職員が対応できるよう、各校で情報共有を徹底しているところでございます。

具体的には、「学校生活管理指導表」や、医師の診断書や保護者との健康相談をもとに作成した「個別の教育支援計画」、学校独自の支援シートにより、症状やその対応などの情報を共有し、継続的・組織的に支援できるよう取り組んでいるところでございます。

また、特別支援学校においては、てんかんについての教職員研修を実施しているほか、府内の養護教諭研究会においても、専門家による講演会やグループ研修を進めており、こうした取組を通じて、教職員における一層の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

今後とも市町教育委員会や、保護者、主治医、学校医とも連携し、一人一人の症状に応じた適切な対応ができるよう、取り組んでまいります。